

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月23日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前	
別表第3（第2条・第3条関係）				別表第3（第2条・第3条関係）	
事務	名称及び額			事務	名称及び額
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				
	(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	27,100 円		
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	80,400 円		
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	128,000 円		
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	161,000 円		
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	201,000 円		

条第 1項 及び 第13 条第 2項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能適 合性 判定	市場及び火葬 場、と畜場、汚 物処理場、ごみ 焼却場その他の 処理施設をい う。以下この表 において同 じ。)のみの場 合					
	(2) (1)以外の 非住宅部分の場 合	ア モデル建 物法(建築物 エネルギー消 費性能基準等 を定める省令 (平成28年 経済産業省・ 国土交通省令 第1号。以下 この表におい て「省令」と いう。)第1 条第1項第1 号イに掲げる 一次エネルギー 消費量(以 下この表にお	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの	145,700円		
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	235,700円		
			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	309,000円		
			当該部分の床面積 の合計が10,000	371,000円		

		<p>いて「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に掲げる屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表(5の項を除く。)において同</p>	<p>平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>435,000円</p>		
--	--	--	--	-----------------	--	--

	じ。)による 場合			
	イ 標準入力 法等（実際の 設計仕様の条 件を基に算定 した一次エネ ルギー消費量 及び屋内周囲 空間の年間熱 負荷を用いて 評価する方法 をいう。以下 この表（5の 項を除く。） において同 じ。）による 場合	当該部分の床面積 の合計が 300 平方 メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	367,100 円	
		当該部分の床面積 の合計が 2,000 平 方メートル以上 5,000 平方メート ル未満のもの	523,700 円	
		当該部分の床面積 の合計が 5,000 平 方メートル以上 10,000 平方メート ル未満のもの	646,000 円	
		当該部分の床面積 の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メート ル未満のもの	763,000 円	
		当該部分の床面積 の合計が 25,000 平 方メートル以上の もの	871,000 円	

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	19,100 円
		56,400 円
		90,000 円
		113,000 円
		141,000 円

一消費性 能確 保計 画の 変更 に係 る建 築物 エネ ルギ 一消 費性 能適 合性 判定			の合計が 25,000 平方メートル以上のもの		
	(2) (1)	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	102,100 円	
	以外の非住宅部分の場合		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	165,100 円	
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	216,000 円	
			当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	260,000 円	
			当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	305,000 円	

			もの		
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	257,100 円	
			当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	366,700 円	
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	453,000 円	
			当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	535,000 円	
			当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	610,000 円	

<p>3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>			
<p>第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計</p>	<p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるも</p>	<p>イ</p>	<p>……略……</p>	
		<p>ア</p>	<p>……略……</p>	
		<p>以外</p>	<p>(イ)</p>	<p>……略……</p>
		<p>一の建築物の申請の場</p>	<p>非住宅部分</p>	<p>…略…</p>
<p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>			
<p>成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づく建築物</p>	<p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるも</p>	<p>イ</p>	<p>……略……</p>	
		<p>ア</p>	<p>……略……</p>	
		<p>以外</p>	<p>(イ)</p>	<p>……略……</p>
		<p>一の建築物の申請の場</p>	<p>非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>…略…</p>

画の認定の申請に対する審査	のが提出された場合		合			エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	のが提出された場合		合		
	(2) (1)以外の場合	……略……					(2) (1)以外の場合	……略……			
	イ	……略……					イ	……略……			
	ア	(イ)	非住宅部分	モデル建物法による場合	…略…	ア	(イ)	非住宅部分	モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イに掲げる一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に掲げる屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下2の項において同じ。）による場合	…略…	

				標準入力法等による場合	…略…					標準入力法等（ <u>実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下2の項において同じ。</u> ）による場合	…略…
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					2	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）					建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）				
	……略……						……略……				
(2) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの			略	(2) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの			略
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの			略			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの			略
	イ ア以外の建築物	(7) 住戸ごとの申請	当該住戸の床面積の合計が300平方メー		略	イ ア以外の建築物	(7) 住戸ごとの申請	当該部分の床面積の合計が300平方メー		略	

建築物 エネルギー 消費性 能向 上計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する 審査			の場合	トル未満のもの	略	建築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する 審査			の場合	トル未満のもの	略
				当該住戸の床面積の 合計が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの						当該部分の床面積の 合計が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	
				当該住戸の床面積の 合計が 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平 方メートル未満のも の						当該部分の床面積の 合計が 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平 方メートル未満のも の	
				当該住戸の床面積の 合計が 5,000 平方メ ートル以上のもの						当該部分の床面積の 合計が 5,000 平方メ ートル以上のもの	
			……略……						……略……		
5 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 する	……略……					3 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 する	……略……				

法律
第 36
条第
1 項
の規
定に
基づ
く建
築物
エネ
ルギ
ー消
費性
能基
準に
適合
して
いる
旨の
認定
の申
請に
対す
る審
査

6

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当し

法律
第 36
条第
1 項
の規
定に
基づ
く建
築物
エネ
ルギ
ー消
費性
能基
準に
適合
して
いる
旨の
認定
の申
請に
対す
る審
査

建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 に関 する 法律 施行 規則 (平 成28 年国 土交 通省 令第 5 号) 第11 条の 規定 に基 づく	ていることの証明手数料				
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当 していることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分 に応じて、次に掲げる額				
	(1) 非住宅部分 の用途が工場等 の場合	当該部分の床面積の合計が	19,100円		
		300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの			
		当該部分の床面積の合計が	56,400円		
		2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの			
		当該部分の床面積の合計が	90,000円		
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のも の			
当該部分の床面積の合計が		113,000円			
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の				
	当該部分の床面積の合計が	141,000円			
(2) (1)以 外の非 住宅部 分の場	モデル建	102,100円			
	物法によ	300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの			
	る場合	当該部分の床面積の合計が	165,100円		
		2,000平方メートル以上 5,000			

建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更が 軽微 な変 更に 該当 して いる こと の証 明	合	平方メートル未満のもの				
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のも の	216,000 円			
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のも の	260,000 円			
	標準入力 法等によ る場合	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	305,000 円			
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	257,100 円			
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	366,700 円			
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のも の	453,000 円			

			当該部分の床面積の合計が <u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満のも</u> <u>の</u>	535,000 円	
			当該部分の床面積の合計が <u>25,000 平方メートル以上のも</u> <u>の</u>	610,000 円	
<p>備考</p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</u>に該当していることの証明手数料（以下この表において「<u>適合性判定手数料等</u>」という。）の算出において、<u>複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。</u></p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が100分の5以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。</u></p> <p>(3) <u>非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の</u></p>					<p>備考</p>

非住宅部分の場合により算出した額とする。

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- (6) 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- (7) 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- (8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- (4) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該

部分の額は合算しない。

部分の額は合算しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。